

特別徴収義務者の方へ

中 央 区

令和 7 年度特別区民税・都民税・森林環境税の 特別徴収のしおり

日頃より特別区民税・都民税・森林環境税の特別徴収につきまして、格段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

このたび、御社を特別徴収義務者に指定し、特別区民税・都民税・森林環境税の徴収及び納入をお願いすることになりましたので、この「しおり」をご一読いただき、特別徴収事務にご協力をいただきますようお願いいたします。

◎お願い

令和 7 年度特別区民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）は、すみやかに各納税義務者にお渡しいただきますようお願いいたします。お取扱いにあたってはプライバシーの保護に十分ご注意ください。

【問合せ先】

主な業務	担当する部署
税額の計算や徴収方法に関すること（p 1～2）	
・税額通知書について ・特別徴収の徹底について ・納税義務者の異動について ・特別徴収への切替えについて ・特別徴収義務者の所在地・名称変更について ・納期の特例について	総務部税務課課税係 （東京都中央区築地 1-1-1） 電話：03-3546-5270～5275 土・日・祝日・年末年始を除く 8時30分から17時まで ※水曜日は8時30分から19時まで
納入に関すること（p 3～7）	
・納入書について ・納入期限について ・納入の方法について ・納入場所について ・退職所得の特別徴収について	総務部税務課収納係 （東京都中央区築地 1-1-1） 電話：03-3546-5276～5278 土・日・祝日・年末年始を除く 8時30分から17時まで ※水曜日は8時30分から19時まで

※各納税義務者（個人）の課税内容については、納税義務者ご本人から、税務課へお問合せください。

今回お送りした税額通知書は、御社からご提出いただいた給与支払報告書や異動届出書等を基に作成したものです。

特別徴収の対象になっている従業員や、課税の内容についてご不明な点がありましたら、お早目に税務課課税係にご連絡ください。

★税務課課税係：03-3546-5270～5275

《税額の計算や徴収方法に関すること》

1 平成 29 年度から個人住民税の特別徴収を徹底しています。

(1) 特別徴収の徹底について

平成 29 年度課税分から東京都及び都内全 62 区市町村で特別徴収（給与差引き）を徹底しています。これにより、原則として、アルバイト・パート・役員等全ての従業員が特別徴収の対象となります。

(2) 特別徴収を行う義務のある事業者

所得税の源泉徴収を行う義務がある事業者（地方税法第 321 条の 4 第 1 項及び同法第 321 条の 5 第 1 項）

(3) 特別徴収の対象となる人

前年中に給与の支払いを受けており、かつ当該年度の初日（4 月 1 日）において、給与の支払いを受けている方（地方税法第 321 条の 3 第 1 項）

(4) 例外的に普通徴収が認められる場合

下記の理由に該当される場合は、例外的に普通徴収が認められます。

《普通徴収切替理由》

★給与支払報告書に、以下の符号の記載がない場合は、普通徴収として取扱いができませんのでご注意ください。

【普 A】総従業員数が 2 名以下

（他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普 B～普 F の理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数）

【普 B】他の事業所で特別徴収

【普 C】給与が少なく税額が引けない

【普 D】給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）

【普 E】事業専従者（個人事業主のみ対象）

【普 F】休職者（4 月 1 日現在）、退職者又は退職予定者（5 月末日まで）

◎給与支払報告書提出後に特別徴収から普通徴収へ変更する場合

普通徴収切替理由に該当する場合に限り、給与所得者異動届出書を提出することにより、普通徴収に変更することができます（9 ページの様式を使用してください）。

2 納税義務者が異動（退職、転勤、休職等）したとき

特別徴収されていた納税義務者が、退職等により給与の支払を受けなくなった際には、異動事由が生じた月の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください（9ページの様式をご利用ください）。

なお、異動後の未徴収税額については、次のような方法で納付していただきます。

(1) 特別徴収継続（新勤務先で転勤後に納入）

納税義務者から、転勤・退職後の新たな勤務先で引き続き特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申し出があったときは、特別徴収を継続できます。

(2) 一括徴収

退職手当や給与から未徴収税額をまとめて差し引きし、区へ納入いただく方法です。

・退職日が6/1から12/31までの方…納税義務者からの一括徴収の申し出が必要です。

・退職日が1/1から4/30までの方…納税義務者からの申し出に関わらず一括徴収します。

◎未徴収税額がこれから支払われる給与又は退職金を上回る場合は除きます。

(3) 普通徴収

前記(1)、(2)の方法によらない場合は、普通徴収の方法に変更できます。区から送付する納税通知書により、納税義務者ご本人が納付していただくことになります。

3 特別徴収への切替えについて

年の途中に入社された方などで、普通徴収を特別徴収に変更する場合は、「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。ただし、申請時点で納期限を過ぎている普通徴収分については切替えできませんのでご注意ください（10ページの様式をご利用ください）。

4 特別徴収義務者の所在地・名称変更について

特別徴収義務者の所在地、名称が変更された場合や、合併により中央区の指定番号を一本化する場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください（11ページの様式をご利用ください）。

5 提出した異動届出書や特別徴収切替届出（依頼）書に誤りがあったとき

税務課課税係に連絡のうえ、訂正後の異動届出書や特別徴収切替届出（依頼）書を至急提出してください。誤りの内容により、必要に応じて納税義務者の方へもご連絡をお願いします。

6 納期の特例について

給与の支払いを受ける者が常時10名未満の事業所は、区長の承認を受けることにより、毎月の納入を年2回に変更することができます。

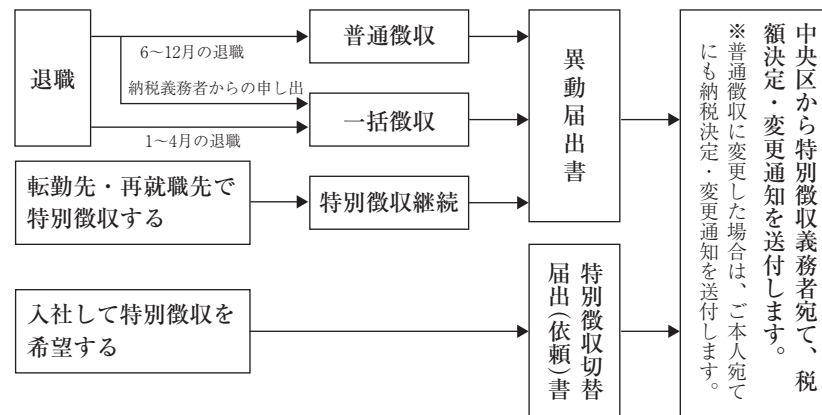
納期の特例の承認を受けるには、区への申請が必要です。申請書は区ホームページからダウンロードいただけます。

納期の特例を適用したときの納期限

6月分から11月分…12月10日納期限 12月分から5月分…6月10日納期限

※納期限が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、その翌日が納期限となります。

《異動届出書等の処理の流れ》



《様式のダウンロードについて》

特別徴収関係の届出様式は中央区のホームページよりダウンロードできます。

【中央区ホームページ】

<https://www.city.chuo.lg.jp>



トップページ⇒お役立ちリンク>もっと見る⇒申請書ダウンロード⇒税務課(特別徴収関係)

《「eLTAX(エルタックス)」をご利用ください》

eLTAXとは、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して住民税の申告・申請・納税などが行える電子申告システムです。複数の地方公共団体への申告や納税などがまとめて一度にでき、大変便利です。

eLTAXで給与支払報告書を提出すれば、特別徴収税額の決定・変更通知を電子データで受け取ることもできます。

詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>



中央区ホームページ

<https://www.city.chuo.lg.jp>

税金⇒住民税

⇒給与支払者(特別徴収義務者)の皆様へ

⇒eLTAXご利用のお願い



《納入に関すること》

1 納入書（月毎の納入）について

【特別徴収とは】

事業者（給与支払者）の方が、毎月の給与を支払う際に、所得税などと同様に、個人住民税を徴収して（差し引いて）納入していただく制度です。

（1）納入書は6月分から翌年5月分までと予備分を綴じ込んでいます。

- ・納期の特例の承認を受けている場合は、11月分（6月分から11月分まで）と、翌年5月分（12月分から翌年5月分まで）と予備を綴じ込んであります。
- ・金融機関に毎月の納入をネットバンキングにより委託している場合や、自社製納入書を使用している場合には、納入書を同封していません。納入の委託をやめたなどの理由で納入書が必要になった際は収納係（03-3546-5276～5278）までご連絡ください。納入書を送付いたします。

（2）納入書に印字してある納入金額に変更のない場合には、そのまま使用してください。

- ・納入金額が変わる場合は、納入金額（1）の欄に印字された金額を横二本線で抹消し、納入金額（2）の欄に、変更後の給与分または退職所得分及び合計額を記入してください。

〔納入書の訂正のしかた〕

○領収証書（左端の用紙）及び納入書（原符・真中の用紙）の合計金額欄には〒記号を記入してください。

○納入済通知書（右端の用紙）の合計金額欄には〒記号は記入しないでください。

○訂正印は不要です。記入した金額を再度訂正される場合は二重線で抹消し、正しい金額をそのすぐ上に記入してください。

記入例

個人特別区民税 中央区 個人 都民税 (特別徴収分) 納入書(原符) ㊞		584
市区町村コード 131024	口座番号 00180-9-960584	加入者名 中央区会計管理者
指 定 番 号		納入金額(1) 40,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額 給与分(一括徴収分を含む) 34500 退 職 所得分 延滞金 合計額 ¥34500	期 限 日 計 ※印は前記税率等において使用する欄です。
(特別徴収義務者)		領収日付印

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

2 納入期限について

特別徴収義務者は6月分から翌年5月分までの毎月の給与を支払う際に特別徴収税額通知書に基づき月割額を徴収し、翌月10日までに納入してください。

なお、納期限が土曜、日曜、祝日に当たるときは、直後の平日が納期限になります。

また、納期限を過ぎますと、納期限の翌日から納入した日までの期間に応じて、延滞金が加算されますので、ご注意ください。

※ 延滞金額は納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じて計算します。納税催告書（兼）納入書の延滞金額は、納期限の翌日から起算し、発付日現在で計算していますので、記載の金額と実際の延滞金の差額が発生する場合があります。その際は後日改めて納入書を送付します。（指定納期限は延滞金計算の起算日の納期限とは異なります。）

※ 延滞金は滞納額に各年の延滞金の割合に乘じた額を滞納期間に応じて日割りで算出します。

各年の延滞金の割合は下記のとおりです。

期 間	納期限の翌日から1月を経過する日までの延滞金の割合	納期限の翌日から1月を経過した日以降の延滞金の割合
令和4年1月1日～	年 2.4%	年 8.7%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	年 2.5%	年 8.8%
平成30年1月1日～令和2年12月31日	年 2.6%	年 8.9%

3 納入方法について

（1）区から送付した納入書を利用する場合

納期限のとおり、納入書を利用して金融機関で納入してください。

※ 納入を取り扱う金融機関は 6 ページ参照

※ 納入書の金額を訂正する場合の記入例は左図参照

（2）金融機関に納入を委託する場合や私製納入書（特別徴収義務者及び金融機関が独自に作成した納入書）を利用する場合

一部の金融機関ではネットバンキングによる納入の委託等が可能です。詳しくは金融機関にお問合せください。

区の口座番号及び加入者等は次のとおりです。

番 号	00180-9-960584
加 入 者 名	中央区会計管理者
中 央 区 コー ド	131024

· 对象税目

特別区民税・都民税（退職所得に係る納入申告）

・ご利用方法

・ご利用にあたっての注意点

- ① 退職所得に係る納入申告は、eLTAXによる電子申告が必要です。
- ② 指定番号や納入金額の確認や入力のために、最新の「給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」をご用意ください。
- ③ 電子納税により納入された場合は、領収証書は発行されません。

・問い合わせ先

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

★中央区からのお願い

適正な入金管理を行うためには、指定番号や納入対象年月が必要となりますので、次のことにご協力いただきますようお願いいたします。

- ① 「指定番号」の入力
- ② 「納入対象年月」の適正な「月」入力

※例えば、9月分の納期限は通常翌月の10月10日となりますが、この場合、「月」欄の入力は、「10」月ではなく「9」月となります。

月割額の決定・変更について

中央区総務部税務課課税係

電話 03-3546-5270~5275

納入の確認について

※銀行やeLTAXを利用した納入を区が確認するまでには2週間程度かかります。

中央区総務部税務課収納係

電話 03-3546-5276～5278

○区役所職員が、納入書やeLTAXを利用せずに、特定口座への振り込みを依頼することはありません。振り込め詐欺にご注意ください。

入力画面イメージ(実際の画面とは異なります)

納税者の氏名又は名称

地方公共団体

区・事務所等

指定番号

申告税目

納入対象年月 年度 月

納付・納入金額内訳

特別徴収税額通知の指定番号	0080000000
個人住民税(特別徴収)	100,000円
本税合計	100,000円
個人住民税(特別徴収)督促手数料	0円
督促手数料合計	0円
個人住民税(特別徴収)延滞金	0円
延滞金合計	0円
合計額	100,000円

中央区の指定番号は008から始まります
入力のご協力お願いいたします

給与と所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

月	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	年計
額								
(備考)								

決定番号 氏名 住所 市町村コード 受給番号 特別徴収税額

決定番号 氏名 住所 市町村コード 受給番号 特別徴収税額

最新の「給与と所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載のある税額を入力してください。

※年度途中に退職者等がいた場合は、特に注意してください。



eLTAXイメージキャラクター

4 納入場所について

納入場所は、以下のとおりです。なお、コンビニエンスストア・スマートフォン決済アプリ・口座振替での納入はできません。

- ・中央区役所税務課、日本橋・月島・晴海特別出張所
- ・特別区指定金融機関およびその派出所
- ・特別区公金収納取扱店（銀行、信託銀行、信用金庫等）6ページ参照
- ・ゆうちょ銀行・郵便局（関東1都6県及び山梨県内）

※関東1都6県及び山梨県以外のゆうちょ銀行・郵便局から納入する場合は、指定通知書を利用するゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。指定通知書は7ページの様式をご利用ください。

5 退職所得の特別徴収について

退職所得に対する個人住民税は、所得税と同様に他の所得と区分して退職手当等が支払われる際に、支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額から特別区民税・都民税を差し引いて、退職した年の1月1日現在の住所地の市区町村に納入します。

◎個人住民税の計算方法

退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例により、次の算式により計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額（退職手当等）} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

○退職所得控除額の計算方法

(1) 勤続年数が20年以下の場合：40万円×勤続年数
(80万円に満たないときは80万円)

(2) 勤続年数が20年を超える場合：800万円+70万円×（勤続年数-20年）

税額の計算は、退職所得の金額に税率（特別区民税6%、都民税4%）を適用して計算します。

(注) 1/2が適用されない場合

- ・勤続年数が5年以内の法人役員等
- ・勤続年数が5年以内の法人役員等以外で、（収入金額-退職所得控除額）の金額が300万円を超える部分

$$\text{税額} = \text{退職所得の金額} \times \text{税率（特別区民税6\%、都民税4\%）}$$

- (注) 1 退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は、1,000円未満を切り捨てます。
- 2 税額（特別区民税・都民税額）に、100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満を切り捨てます。
- 3 勤続年数に1年未満の端数があるときは、たとえ1日でも1年として計算します。
- 4 障害者となったことに直接起因して退職した場合は、左下(1)または(2)により計算した金額に100万円を加算した金額が退職所得控除額となります。

(納入方法)

- ・退職手当等の支払者は、納入書とその裏面の「特別区民税・都民税納入申告書」に所要事項を記載し、徴収した月の翌月10日までに納入してください。
なお、納入書がない場合は、お手数ですが収納係までご連絡ください。
- ・支払者が個人事業主の場合には、納入書の裏面に記載されている納入申告書には記載せず、別途区から記入用の納入申告書を送付いたしますので、税務課収納係までご連絡ください。
- ・退職者が役員の場合は「特別徴収票」の提出が必要です。令和8年1月以降は、全ての納税義務者の提出が必要となる予定です。詳しくは税務課収納係までお問い合わせください。

★税務課収納係：03-3546-5276～5278

◎納入書の記入方法

※納入書の裏面の「納入申告書」も必ずご記入ください。

記入例

個人特別区民税 中央区 個人 都民税 (特別徴収分) 納入書(原付) ㊞		584	
市区町村コード		口 座 番 号	
1:3:1:0:2:4		00180-9-960584	
指 定 番 号		納入金額(1)	
		34,500 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額	給与分(一括徴収分を含む)	34500
		退職所得分	12000
		延滞金	
		合 計 額	¥154500
期限			
※ 日 計		(2)	
※ 印は郵便局等において使用する欄です。			
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印	

上記のとおり納入します。

(金融機関保管)

公金収納取扱金融機関一覧（五十音順）

都市銀行・地方銀行	
あ	あいち銀行
	青森みちのく銀行
	秋田銀行
	足利銀行
	阿波銀行
い	池田泉州銀行
	伊予銀行
	岩手銀行
え	S M B C 信託銀行
	愛媛銀行
お	大分銀行
	大垣共立銀行
	沖縄銀行
か	鹿児島銀行
	関西みらい銀行
き	北九州銀行
	北日本銀行
	紀陽銀行
	京都銀行
	きらぼし銀行
	きらやか銀行
く	群馬銀行
け	京葉銀行
こ	高知銀行
さ	埼玉りそな銀行
	佐賀銀行
	山陰合同銀行
	三十三銀行
し	滋賀銀行
	四国銀行
	静岡銀行
	静岡中央銀行
	七十七銀行
	清水銀行

都市銀行・地方銀行	
し	十八親和銀行
	十六銀行
	荘内銀行
	常陽銀行
す	スルガ銀行
せ	仙台銀行
た	大光銀行
	第四北越銀行
	大東銀行
	但馬銀行
ち	筑邦銀行
	千葉銀行
	千葉興業銀行
	中国銀行
つ	筑波銀行
と	東京スター銀行
	東邦銀行
	東北銀行
	東和銀行
	栃木銀行
	鳥取銀行
	富山銀行
	富山第一銀行
な	名古屋銀行
	南都銀行
に	西日本シティ銀行
は	八十二銀行
ひ	東日本銀行
	肥後銀行
	百五銀行
	百十四銀行
	広島銀行
ふ	福井銀行
	福岡銀行

都市銀行・地方銀行	
ふ	福島銀行
ほ	北都銀行
	北洋銀行
	北陸銀行
	北海道銀行
	北國銀行
み	みずほ銀行
	みずほ信託銀行
	三井住友銀行
	三井住友信託銀行
	三菱U F J 銀行
	三菱U F J 信託銀行
	みなと銀行
	宮崎銀行
む	武蔵野銀行
も	もみじ銀行
や	山形銀行
	山口銀行
	山梨中央銀行
よ	横浜銀行
り	りそな銀行
	琉球銀行
その他の銀行等	
	あおぞら銀行
	SBI 新生銀行
	シティバンク、エヌ・エイ
	中央労働金庫
	(PayPay 銀行) ※
	ゆうちょ銀行
	(楽天銀行) ※
信用金庫	
あ	青木信用金庫
	朝日信用金庫
	足立成和信用金庫

信用金庫	
お	青梅信用金庫
か	亀有信用金庫
	川崎信用金庫
こ	興産信用金庫
	小松川信用金庫
さ	西京信用金庫
	さわやか信用金庫
し	芝信用金庫
	湘南信用金庫
	城南信用金庫
	城北信用金庫
	昭和信用金庫
	信金中央金庫
す	巣鴨信用金庫
せ	西武信用金庫
	世田谷信用金庫
た	瀧野川信用金庫
	多摩信用金庫
と	東栄信用金庫
	東京信用金庫
	東京三協信用金庫
	東京シティ信用金庫
	東京東信用金庫
	東京ベイ信用金庫
は	飯能信用金庫
め	目黒信用金庫
や	山梨信用金庫
よ	横浜信用金庫
信用組合	
あ	あすか信用組合
	東信用組合
き	共立信用組合
け	警視庁職員信用組合
こ	江東信用組合

令和7年1月9日現在

信用組合	
し	七島信用組合
せ	青和信用組合
	全国信用協同組合連合会
	全東栄信用組合
た	第一勧業信用組合
	大東京信用組合
と	東京厚生信用組合
	東京証券信用組合
	東京消防信用組合
	東京都職員信用組合
	東浴信用組合
な	中ノ郷信用組合
は	ハナ信用組合
ふ	文化産業信用組合
農業協同組合	
あ	秋川農業協同組合
せ	世田谷目黒農業協同組合
と	東京あおば農業協同組合
	東京スマイル農業協同組合
	東京中央農業協同組合
	東京都信用農業協同組合連合会
	東京みどり農業協同組合
	東京南農業協同組合
	東京みらい農業協同組合
	東京むさし農業協同組合
に	西多摩農業協同組合
	西東京農業協同組合
は	八王子市農業協同組合
ま	マイنز農業協同組合
	町田市農業協同組合

※括弧書きにしている金融機関はインターネット銀行です。

指 定 通 知 書 (乙)

年 月 日

様

中央区長

下記郵便局を地方税法第321条の5第4項の規定により
本区の特別区民税・都民税・森林環境税(特別徴収分)の
取扱(支店・局)に指定しましたから、同封の納入書で
納めてください。

記

都道
府県

店
局

(保存用)

◆お願い

関東1都6県と山梨県以外の都道府県のゆうちょ銀行・郵便局を利用
する場合は、利用する郵便局名を記入して、納入の際に指定通知書(甲)
をその局に提出してください。

指 定 通 知 書 (甲)

年 月 日

都道
府県

支店長・郵便局長様

中央区長

貴支店・局を地方税法第321条の5第4項の規定により
本区の特別区民税・都民税・森林環境税(特別徴収分)の
取扱(支店・局)に指定しましたので通知します。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1 認 可 番 号 | 貯法第 1428 号 |
| 2 口 座 番 号 | 00180-9-960584 |
| 3 加 入 者 名 | 中央区会計管理者 |
| 4 取りまとめ局 | 東京貯金事務センター |

(ゆうちょ銀行・郵便局提出用)

異動届出書の記入方法

※この異動届出書の提出期限は、異動事由の生じた月の翌月10日までです。

第六号の七様式（第五条関係）

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
中央区長		特別徴収義務者 指 定 番 号	
年 月 日提出		宛 名 番 号	
フリガナ		所 属	
氏名又は名称		担 当 者 氏 名	
個人番号 又は法人番号		電 話	
内 線 ()			
給 与 者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額
氏 名	生年月日 年 月 日	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日
個人番号	受給者番号	1. 特別徴収継続	異 動 の 事 由
1月1日現在の住所	異動後の住所	2. 一括徴収	異動後の未徴収 税額の徴収方法
		3. 普通徴収 (本人納付)	
		1. 退職・転勤等	
		2. 死亡による退職等	
		3. その他	
		4. 合併・解散等	
		5. 支払少額・不定額	
		6. 理由不明	
		7. その他	
		8. その他	
		9. その他	
		10. その他	
		11. その他	
		12. その他	
		13. その他	
		14. その他	
		15. その他	
		16. その他	
		17. その他	
		18. その他	
		19. その他	
		20. その他	
		21. その他	
		22. その他	
		23. その他	
		24. その他	
		25. その他	
		26. その他	
		27. その他	
		28. その他	
		29. その他	
		30. その他	
		31. その他	
		32. その他	
		33. その他	
		34. その他	
		35. その他	
		36. その他	
		37. その他	
		38. その他	
		39. その他	
		40. その他	
		41. その他	
		42. その他	
		43. その他	
		44. その他	
		45. その他	
		46. その他	
		47. その他	
		48. その他	
		49. その他	
		50. その他	
		51. その他	
		52. その他	
		53. その他	
		54. その他	
		55. その他	
		56. その他	
		57. その他	
		58. その他	
		59. その他	
		60. その他	
		61. その他	
		62. その他	
		63. その他	
		64. その他	
		65. その他	
		66. その他	
		67. その他	
		68. その他	
		69. その他	
		70. その他	
		71. その他	
		72. その他	
		73. その他	
		74. その他	
		75. その他	
		76. その他	
		77. その他	
		78. その他	
		79. その他	
		80. その他	
		81. その他	
		82. その他	
		83. その他	
		84. その他	
		85. その他	
		86. その他	
		87. その他	
		88. その他	
		89. その他	
		90. その他	
		91. その他	
		92. その他	
		93. その他	
		94. その他	
		95. その他	
		96. その他	
		97. その他	
		98. その他	
		99. その他	
		100. その他	

税額通知書に記載されている中央区の指定番号および宛名番号を記入してください。

この届出書を作成された方の連絡先を記入してください。

給与支払者の法人番号を記入してください。個人事業主の場合は事業主の個人番号を記入してください。

該当事由の番号を記入してください。

退職・転勤等の年月日を記入してください。

転勤先にて特別徴収を開始する月を記入してください。

一括徴収分を納入する月を必ず記入してください。

異動が生じた給与所得者の氏名を記入してください。また、課税されている年度の1月1日（賦課期日）現在の住所を記入してください。

給与の支払を受けなくなった後の住所を記入してください。

税額通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

異動者の税額を、何月から何月まで徴収したかを記入して、その徴収した総額を記入してください。

- 1 特別徴収を転勤先等で継続するとき：転勤元の事業所で①の欄を記入し、転勤先で②の欄を記入してください。
- 2 一括徴収するとき：①と③の欄を記入してください。
- 3 普通徴収に変更するとき：①と④の欄を記入してください。なお、①欄の「異動の事由」に該当しない場合は、原則、普通徴収への切替はできません。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
特別徴収義務者 指 定 番 号			
宛 名 番 号			
担 連 当 路 者 先	所 属		
	氏 名		
電 話	内線 ()		

給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏 名									
	生年月日	年 月 日								
	個人番号									
	受給者番号			円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 [事由・理由]	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
	1月1日現在の住所									
異動後の住所										

1. 特別徴収継続の場合									
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号							
	所 在 地	〒							
	フリガナ								
	氏名又は名称								
	担当者連絡先	所 属	氏 名	電 話	内線 ()				
新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。									
受給者番号					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)				
					右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、	
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が	年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
		2. 異動が	年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円
					_____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。

3. 普通徴収の場合					※市 区 町 村 記 入 欄
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が	年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		
		2. _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
		3. 死亡による退職であるため			

【提出先】 〒104-8404 東京都中央区築地1丁目1番1号 中央区役所 総務部 税務課 課税係 TEL 03-3546-5270～5275

御注意

4 3 2 1

黒のボールペン又はペンで記載してください。

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」の欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1・特別徴収継続の場合」の欄に必要事項を記載してください。

一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

特別徴収切替届出（依頼）書

区 使 用 欄													
____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 中央区長	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地 (住 所)	〒							特別徴収義務者 指 定 番 号			※区市町村ごと に異なります
		フ リ ガ ナ										新規の場合、納入書 (要 ・ 不要)	
		名 称 (氏 名)								担 当 者 連 絡 先	係		
		代 表 者 職 氏 名									氏 名		
		法 人 番 号										電 話	
給 与 所 得 者	フ リ ガ ナ							旧	姓	普 通 徴 収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 〕 期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。		
	氏 名												
	生 年 月 日	年 月 日						特 別 徴 収 開 始 予 定 月	月 分 (月 日納期分) から 特別徴収を開始します。				
	1月1日現在 の 住 所	〒						届 出 理 由	1. 入社 2. その他 ()				
	現 在 の 住 所	〒 ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。						月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。				

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください（区市町村ごとに通知の発送期日が異なるため）。

2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

【提出先】 〒104-8404 東京都中央区築地1丁目1番1号 中央区役所 総務部 税務課 課税係 Tel 03-3546-5270～5275

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 後 の 指 定 番 号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	所 在 地	〒		
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	フ リ ガ ナ			
	指 定 番 号 ※区市町村ごとに異なります	名 称			
		電 話 番 号	(内線)		
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 指 定 番 号 ※区市町村ごとに異なります	法 人 番 号			
		特別徴収義務者 指 定 番 号			※区市町村ごとに異なります

【提出先】 〒104-8404 東京都中央区築地1丁目1番1号 中央区役所 総務部 税務課 課税係 TEL 03-3546-5270～5275

